



2026年8月28日

各位

会 社 名 サイバーステップホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 湯 浅 慎 司
(コード番号：3810 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 丸 山 慶 訓
(TEL 0570-032-085)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2026年8月28日に提出いたしました2026年5月期の内部統制報告書において、当社の財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が存在し、当連結会計年度末時点における財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。当社といたしましては、開示すべき重要な不備を重く受け止め、適切な内部統制を整備・運用するため、再発防止に向けた取り組みを全社一丸となって推進してまいります。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容および発生した理由

当社は、2025年10月3日付の基本合意書締結および同年10月20日付の株式譲渡契約書締結（以下、「本件株式譲渡契約」）とクロージングへの期間を経て、2026年1月14日付でクロージングの要件が成立したため、株式譲渡の方法により株式会社 3rd（以下、「対象会社」）を完全子会社化（取得価額1,250百万円）いたしました。しかしながら、本件株式譲渡契約の譲渡価額の支払については、締結前に同額の預託金支払を行う覚書を締結予定であったものの、当該覚書の締結手続が完了しないまま支払が実行されていたことなど、契約締結管理および支払承認に係る社内統制が十分に機能していなかったことを認識しております。

また、クロージングの過程において対象会社の事業計画の達成可能性について慎重な検証を要すると認識に至ったこと等から、2025年12月10日付で譲渡価額を減額できる旨の覚書を、2026年1月13日付で譲渡価額相当額の保全義務を課す旨の覚書（以下、「本覚書」）を締結いたしました。しかしながら、本覚書により保全を求めた譲渡価額相当の要保全額の実在性について十分な確認を行うことができず、また、これらをモニタリングする体制が十分に機能しませんでした。

あわせて、本件株式譲渡契約を合意解約した上で譲渡価額全額の返還を受けることが適切であると判断したため、2026 年 7 月 14 日開催の取締役会の承認を経て、売主との間で合意解約し譲渡価額全額の返還を受けること等を内容とする合意書を締結したことから、本覚書により保全を求めた要保全額 1,250 百万円を仮払金へと修正を行いました。しかしながら、2026 年 5 月期決算の期末日において、保全を求めた要保全額の実在性について十分な確認を行うことができていなかったことを受け、仮払金の性格および回収可能性の判定を十分に行うことができず、決算短信の開示内容等を修正することとなりました。

当社は、これらに記載した開示すべき重要な不備が生じた理由として、重要な投資の承認・実行に係る統制の不備（締結準備中の支払実行）、実行後のモニタリング統制の不備（保全額の実在性確認・モニタリング体制の不足）、および決算・財務報告プロセスの不備（仮払金の性格および回収可能性の判定不備）があったものと認識しております。

2. 事業年度末までに是正されなかった理由

当該開示すべき重要な不備の識別が当連結会計年度末日（2026 年 5 月 31 日）以降となったため、当連結会計年度末までに是正を完了することができませんでした。

3. 期末日後の状況（譲渡価額全額の返還完了について）

当社は、2026 年 7 月 14 日開催の取締役会承認を経て、売主との間で本件株式譲渡契約を合意解約し、本件株式譲渡契約に基づく譲渡価額全額（1,250 百万円）の返還を受けること等を内容とする合意書を締結いたしました。

本合意に基づき、2026 年 7 月 27 日までに売主から既に支払済みの取得価額 1,250 百万円全額の返還を受け、同日付で取得価額全額の返還と引き換えに当社が保有する対象会社の株式の全部を売主に返還いたしました。なお、現時点において対象会社株式を再取得する予定はございません。

4. 再発防止に向けた是正措置の内容

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正し、適切な内部統制の整備・運用を図るため、本日開催の取締役会において以下のとおり再発防止策を策定し、内部統制報告書提出日までに順次運用の開始・見直しを行っております。

（1）重要な投資の承認・実行に係る統制における改善措置

- ①取締役会決議事項（1,000 万円以上の投資・出資等）について、社外取締役を含めた取締役会での審議・承認を徹底します。
- ②1,000 万円以上の資金移動（前渡金・預託金を含む）の申請時に、経理部長及び財務部長が取締役会決議の有無を確認する体制とします。
- ③1,000 万円以上の投資・出資については、契約締結前に外部専門家によるデューデリジェンスならびに契約内容の確認を行うこととし、資金の支払時期・保全方法の妥当性についても必要に応じて意見照会を行います。
- ④譲渡対価等の支払時期は原則としてクロージング後とし、クロージング前の資金移動が必要な例外的な場合には取締役会の事前承認を必須とします。申請時には、決議日・契約締結日・支払予定日の整合性について経理部長及び財務部長が最終確認を行います。

⑤取締役会等の意思決定機関における事前検討を含めた付議事項の詳細確認、および議事録の速やかな確認・承認手続を徹底します。

(2) 実行後のモニタリング統制の不備における改善措置

①覚書等で合意した保全措置について、財務部において四半期ごとに実在性および回収可能性の確認を行います。また、回収可能性等に疑義が生じた場合は、速やかに弁護士や公認会計士等の外部専門家へ相談する体制とし、必要に応じて相手方への直接確認（確認書の送付等）を実施します。

②事業計画との乖離や保全措置に懸念が生じた場合は、速やかに取締役会に報告し、対応策を検討する体制とします。

(3) 決算・財務報告プロセスの不備における改善措置

①例外的な会計処理（契約変更、仮払金等の振替など）が発生する案件について、担当部署から財務部長への事前相談を義務化するとともに、勘定科目の修正・変更時における資産性・回収可能性の判定について財務部長による確認を徹底します。

②複雑または不確実性の高い取引の会計処理に際しては、必要に応じて公認会計士等の外部専門家へ事前意見照会を行い、処理方針を整理のうえ監査法人への迅速な提示・協議につなげます。

③重要な契約変更や資金の返還請求等が発生した場合は、決算期末を待たずに監査法人へ速やかに相談・共有を図り、会計上の留意事項や評価判断の根拠について早期に意見交換を行う運用を徹底します。

5. 業績に与える影響

本件に伴う譲渡価額 1,250 百万円につきましては、前述のとおり全額の回収が完了していることから、当社の今後の業績に与える重大な影響はございません。

以上